

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）

対 比 表

平成 20 年 5 月 15 日

国土交通省河川局

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
赤川水系工事実施基本計画 目 次 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 1 2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項 12 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの 配分に関する事項 12 (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 13 (3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持す るため必要な流量に関する事項 15 3. 河川工事の実施に関する事項 14 (1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形 その他河道計画に関する重要な事項 14	赤川水系河川整備基本方針（案） 目 次 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 1 (1) 流域及び河川の概要 1 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 5 ア 災害の発生防止又は軽減 6 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 9 ウ 河川環境の整備と保全 9 2. 河川の整備の基本となるべき事項 12 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に 関する事項 12 (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 13 (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項 14 (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項 15 （参考図）赤川水系図 巻末

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 赤川水系は、その源を山形、新潟県境以東岳に発し朝日村落合にて梵字川を合わせて広大な庄内平野を北上し、河口近くで大山川を合わせて、日本海に注ぐ。 その流域は、山形県に属し、面積は860 km²に及び、山形県の穀倉、庄内地方における社会、経済、文化の基盤をなし、本水系の治水と利水についての意義は、きわめて大きい。	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要 赤川は、その源を山形・新潟県境の朝日山系以東岳（標高1,771m）に発し、大鳥池を経て溪谷を流れ、鶴岡市落合において右支川梵字川を合わせて広大な庄内平野を北上し、左支川内川を合流した後、河口近くで大山川を合わせ、酒田市南部の庄内砂丘を切り開いた赤川放水路を通じて日本海に注ぐ、幹川流路延長70.4km、流域面積856.7km²の一級河川である。 赤川流域は、山形県の鶴岡市など2市1町からなり、流域の土地利用は山林等が約78%、水田や畑地等の農地が約19%、宅地等の市街地が約3%となっており、特に水田は米どころ「庄内」の産業基盤を担い、山形県の約17%を占めている。 流域内の拠点都市である鶴岡市では、北部から東南部にかけて縦断する山形自動車道と国道112号、東西方向にはJR羽越本線や国道7号が整備されており、交通の要衝となっている。流域の源流部は磐梯朝日国立公園に指定され、山岳信仰で知られる霊峰月山を含めた出羽三山（月山、湯殿山、羽黒山）を擁し、豊かな自然環境に恵まれている。鶴岡市の中心市街地となる中流部と下流部は赤川と梵字川の合流点付近から庄内平野となり、赤川の水は庄内平野南部を潤し、米や果樹等の農業用水として利用され、鶴岡市櫛引総合運動公園は河川公園となっており、重要無形民俗文化財「黒川能」の舞台となるなど、流域における社会・経済・文化の基盤をなしている。 このような状況から、本水系の治水・利水・環境についての意義は、極めて大きい。 赤川流域の地形は、東端に月山（1,980m）、湯殿山（1,540m）、南端付近に朝

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
	日連峰に連なる以東岳があり、その北部に^{ちやばたけやま}茶畑山（1,377m）、^{かつらぎさん}葛城山（1,121m）、^{たかやすやま}高安山（1,244m）と上流の山間部は標高 1,000～2,000m と比較的高く陰しい地形の山々が連なっている。流域西境界部は標高 1,000m 以下の^{まやさんち}摩耶山地が南北方向に連なっており、雪崩浸食等により標高の割に急峻な山容を呈している。梵字川合流点から下流は国内有数の穀倉地帯である庄内平野が広がる。 河床勾配は、梵字川合流点を境に上流部と中流部に分かれ、上流部は約 1/15～1/140、中流部は約 1/190～1/1,000 と急勾配で、内川合流後の下流部は約 1/1,100～1/2,500 と緩勾配である。本川は急峻な上流部を抜けると扇状地形となり、庄内平野南部を貫流している。 流域の地質は、上流部は第三紀層に属する砂岩、礫岩、凝灰岩、頁岩層からなり、山岳地帯では花崗岩が広く分布している。中下流部の庄内平野は第四紀沖積世に属する砂礫、粘土、泥灰の互層から構成されている。 流域の気候は、日本海の影響を受けて多雨・多湿の海洋性気候で、冬期には季節風の影響が大きい。年間降水量は平野部で約 2,000mm、上流の山間部では約 3,000mm 以上に達し、その多くは降雪によるもので、東北でも有数の多雨豪雪地帯である。降雨の要因としては、前線性のものが多く、流域内では標高が高い地域で降雨が大きくなる傾向がある。 源流から梵字川合流点までの上流部は、磐梯朝日国立公園に指定されている出羽三山、朝日連峰をはじめとして陰しい山々が連なる。全山に渡ってブナ・ナラ等の広葉樹林帯であり、ニホンツキノワグマ・ニホンカモシカ・アナグマ・タヌキ・テン・イヌワシ・クマタカ等、数多くの動物の生息が認められてい

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
治水事業の沿革は、大正6年から直轄事業として、当時最上川左支川であった赤川の羽黒橋地点から最上川合流点までの区間について、最上本川とともに高水工事に着手し、熊出における計画高水流量$2,500\text{m}^3/\text{sec}$とし、10か年の継続工事として実施した。その後、大正10年に計画を改定し、同地点における計画高水流量$1,670\text{m}^3/\text{sec}$として、直接日本海に流入させるため、放水路工事等を実施し、昭和11年に通水した。さらに、昭和15年7月計画高水流量を大巾に上回る洪水をみたので、同24年治水調査会の審議を経て、荒沢ダムによる洪水調節を考	る。また、深い溪谷にはイワナ・ヤマメ等清流を好む魚類が生息している。 梵字川合流点から内川合流点までの中流部は、庄内平野が広がる穀倉地帯の扇状地となり、連続した瀬と淵や中洲が見られ、アユ・ウグイ・カジカの生息・産卵場となっている。また、ヤナギ類やオニグルミ等樹木の群落が見られる他、近年では外来種であるハリエンジュなどの分布が拡大し、赤川本来の礫河原の減少や洪水流の流下阻害が懸念されている。 内川合流点から大山川合流点の下流部は、緩勾配で川幅が広く、大きな蛇行が見られ、河川敷は地域の名産である庄内柿などの果樹栽培、畑地等の利用が多い。水域では魚類はニゴイやタモロコが多く、ジュズカケハゼ等が生息している。 大山川合流点から河口までの放水路区間は庄内海浜県立自然公園に指定されており、日本でも屈指の大砂丘が広がり、植林から約 50 年の歳月を経たクロマツ林が防風林地帯を形成している。河口には砂丘が発達している環境をうけ、ハマナス・ハマヒルガオ・ハマニンニク等の海岸特有の植物が生育し、水域ではカマキリ・テナガエビなどが生息し、サクラマス・サケの遡上が見られる。 赤川の治水事業は大正 6 年、最上川^{もがみがわ}左支川であった赤川の羽黒橋^{はぐろばし}地点から最上川合流点までの区間について、熊出^{くまいで}地点における計画高水流量を $2,500\text{m}^3/\text{s}$ として、最上川本川とともに高水工事に着手した。その後、大正 10 年に計画を改定して直接日本海に放流させるため放水路工事を実施し、昭和 8 年に通水した。 さらに昭和 15 年 7 月、計画高水流量を大幅に上回る洪水が発生したため、昭和 24 年に、荒沢^{あらさわ}ダムによる洪水調節を考慮し、基本高水流量 $3,000\text{m}^3/\text{s}$、

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
慮した計画高水流量に改定し、その後、さらにダム調節効果を検討の結果、昭和28年に計画高水流量を熊出において$2,000\text{m}^3/\text{sec}$に改定した。その計画に基づき、昭和31年に荒沢ダムを完成し、下流の河道については、築堤護岸水制等の工事を実施してきた。しかしながら、昭和44年8月等、その後の出水並びに流域内の開発状況にかんがみ、昭和51年に基準地点熊出において、基本高水のピーク流量を$5,300\text{m}^3/\text{sec}$とし、これを上流ダム群により$2,300\text{m}^3/\text{sec}$調節する現計画を決定した。 河川の利用については、農業用水としては約15,600haに及ぶ耕地のかんがい利用され、水力発電としては、大正10年に建設された田沢発電所をはじめとする現在9ヶ所の発電所により最大出力120,000kWの電力の供給が行われ、都市用水としては、櫛引町等に対して供給が行われている。	計画高水流量 $2,500\text{m}^3/\text{s}$ とする計画に改定した。その後、昭和 28 年に熊出地点で計画高水流量 $2,000\text{m}^3/\text{s}$、ダムによる調節 $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とする計画に改定し、この計画は、昭和 39 年の新河川法施行に伴い、昭和 42 年に策定された工事実施基本計画に引き継がれた。 しかしながら、昭和 44 年 8 月等の大出水が相次いでおり、流域内の資産の増大、並びに開発等に伴い治水の重要度はますます増加の傾向にあったことから、水系一貫とした治水の安全度を確保するための検討が急務となった。このため、昭和 51 年に基準地点熊出において基本高水量 $5,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、上流ダム群により $2,300\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行い、計画高水流量を $3,000\text{m}^3/\text{s}$ とする計画に改定した。 以降、この計画に基づき、昭和 56 年から月山ダムの建設に着手し、平成 13 年に完成させるとともに、放水路右岸の拡幅事業や河道の掘削等を実施している。 こうした治水事業を展開してきたものの、昭和 62 年 8 月、平成 2 年 6 月等の洪水では浸水被害が生じている。 砂防事業については、昭和 29 年から赤川上流部において砂防えん堤を整備しており、昭和 62 年からは梵字川合流点上流の本川と梵字川において国直轄砂防事業に着手し、砂防えん堤等を整備している。 河川水の利用については、農業用水として約 12,600ha に及ぶ耕地のかんがい利用され、全国的にも屈指の規模を持つ赤川頭首工から安定的に供給されている。水道用水としては、月山ダムの完成に伴い地下水からの転換が図られ、鶴岡市などの 1 市 2 町に供給されている。また、大正 10 年に完成した^{たざわ}田沢発電所をはじめとする現在 10 ヶ所の発電所により最大出力 129,360kW の電力の

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川工事の現状、砂防・治山工事の実施、水害発生状況及び河川の利用の現況（水産資源の保護及び漁業を含む。）並びに河川環境特に磐梯・朝日国立公園区域内における環境の保全を考慮し、また関連地域の社会・経済情勢の発展に即応するよう東北開発促進計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、しばしば水害の発生している地域についての対策を重点として、次のように工事を実施するものとする。 保全に関しては、羽黒町、鶴岡市、酒田市等の沿川地区を洪水から防御するため、既設の荒沢ダムのほか月山ダム等上流ダム群を建設し、洪水調節を行い、	供給が行われている。 水質については、本川の環境基準はA類型に指定されており、いずれの地点も環境基準を満足している。 河川の利用については、上流部の大鳥池や七ツ滝等の景勝地における観光、中・下流部の堤防、高水敷における散策、スポーツ、釣りなどに利用されている。特に、上流部では荒沢ダム湖畔におけるタキタロウまつりや月山ダムの集い、中流部では赤川の花火大会や芋煮会のほか重要無形民俗文化財「黒川能」の舞台となっているなど、地域の文化や風土、交流を育む場などとして利用されている。 （2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 赤川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図る。また、赤川の自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民との連携を強化し、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。 このような考え方のもとに、河川整備の経緯及び現状、森林・農地等の流域の状況、地形の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害発生状況、河口付近の海岸の状況、河川利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
下流の洪水を軽減する。 河道については、ほぼ全川にわたり掘削を行って河積を増大するとともに、護岸等を施工し、水衝部には河口部については拡巾を行う。 また、内川及び大山川等については、掘削及び築堤を行う。 さらに、内水対策を実施するほか、河川環境の整備を図る。	関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして河川の総合的な保全と利用を図る。 治水・利水・環境にわたる健全な水・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、農業や下水道等の関係機関や地域住民と連携しながら、流域一体となって取り組む。 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このために、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、粒度分布や量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、砂防事業との連携を図りつつ河道の著しい浸食や堆積のないような河道の維持に努める。 ア 災害の発生の防止又は軽減 災害の発生の防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが赤川水系の治水の基本であるとの考えのもと、流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削等を行い、河積を増大させるとともに、水衝部等には護岸等を整備し、計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、堤防の基礎地盤や築堤材料の特徴を踏まえ、堤防の詳細な点検及び堤防の質的強化に関する研究等を実施し、堤防の質的強化を図り、堤防の安全性を確保する。河口部、支

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
	派川の分合流部等において、洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。また、河道で処理できない流量については、気象予測や情報技術の進展、水文観測や流出解析精度の向上等を踏まえた、より効果的な洪水調節の実施等、既設洪水調節施設の治水機能向上を図る。 なお、河道の整備にあたっては、良好な河川環境や河川利用等に配慮する。また、地震・津波対策のため堤防の耐震化を図る。 内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水対策を実施する。 赤川の梵字川合流点より上流部においては、計画規模の洪水を安全に流下させるため良好な河川環境や河川利用等に配慮し、必要に応じて河道の整備に努める。 中流部の梵字川合流点から内川合流点においては、堤防の新設、拡築及び河道掘削による河積の拡大、床止改築、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。河道の整備にあたっては良好な河川環境や河川を利用した伝統行事の場等に配慮する。 内川合流点から下流部においては、堤防の拡築、河道掘削による河積の拡大、床止改築により計画規模の洪水を安全に流下させる。河道の整備にあたっては良好な河川環境や河川利用等に配慮するとともに、河口砂州の変化及び河道の安定性等、影響をモニタリングしながら適切な維持管理を実施する。 堤防、洪水調節施設、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
	及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持修繕、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、樋門の遠隔操作や河川監視カメラによる河川等の状況把握等の施設管理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、排水ポンプの運転調整を行う等関係機関と連携・調整を図りつつ適切な運用を行う。 河道内の樹木については、樹木による阻害が洪水位に与える影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るため、計画的な伐開等の適正な管理を実施する。 また、赤川は上流域に月山や朝日山系の荒廃地を抱えており、昭和 40 年代、50 年代、それに近年も引き続き発生している土砂災害に対する対策を実施し、土砂や流木について関係機関と連携を図りながら治山と治水の一体的な管理を行う。 計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう必要に応じた対策を実施する。洪水氾濫等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等を踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携や支援、河川情報の収集と情報伝達体制及び避難準備体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助等の精神のもと、関係機関や地域住民等と連携して推進する。災害に強い地域づくりを実現するため、情報提供手段の多様化、ハザードマップ作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
利用に関しては、前述の上流ダム群による洪水調節と合わせて、庄内平野の農業用水及び都市用水の供給を行うほか、水資源の広域的かつ、合理的な利用の促進を図る。	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。 また、渇水等による被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。 ウ 河川環境の整備と保全 河川環境の整備と保全に関しては、赤川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、赤川の流れが生み出す良好な河川景観や多様な動植物が生息・生育する自然環境を保全及び創出し、次世代に引き継ぐよう努める。このため、地域毎の自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、かつての良好な河川環境の再生に努める。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら、地域づくりにも資する川づくりを推進する。 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生については、多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、砂州等の定期的なモニタリングを行いながら、動植物の生息・生育・繁殖環境等となっている河道内の樹木等の適正な管理、サケ科魚類やアユ等の回遊性魚類の遡上・降下環境等の連続性確保や産卵

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
	床の保全等に努めるなど、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。また河川環境に影響を与えている外来種については、地域に対して情報提供を行い、関係機関や地域住民と連携して外来種の移入回避や必要に応じて駆除・生息域拡大防止等に努める。 良好な景観の維持・形成については、上流部の山地を流れる溪流的な景観、中流部の礫川原の景観など、関係機関と連携しながら治水や沿川の土地利用などと調和した水辺空間の保全・維持に努める。 人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた赤川の恵みを活かしつつ、人を育む場として子供、高齢者など誰もが安心して親しめるよう自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場等の整備、保全を図る。 水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図り、良好な水質管理に努める。 河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分配慮するとともに、治水・利水・環境との調和を図りつつ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるように努める。また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。

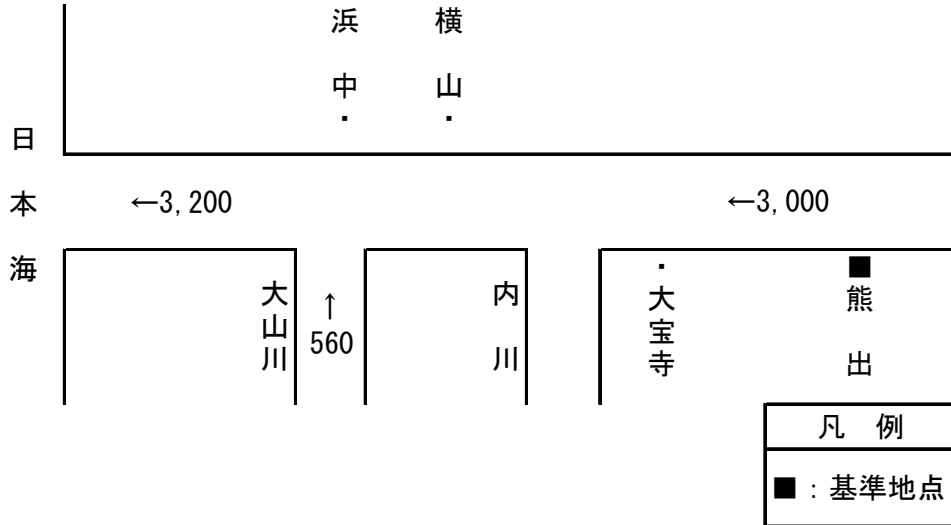
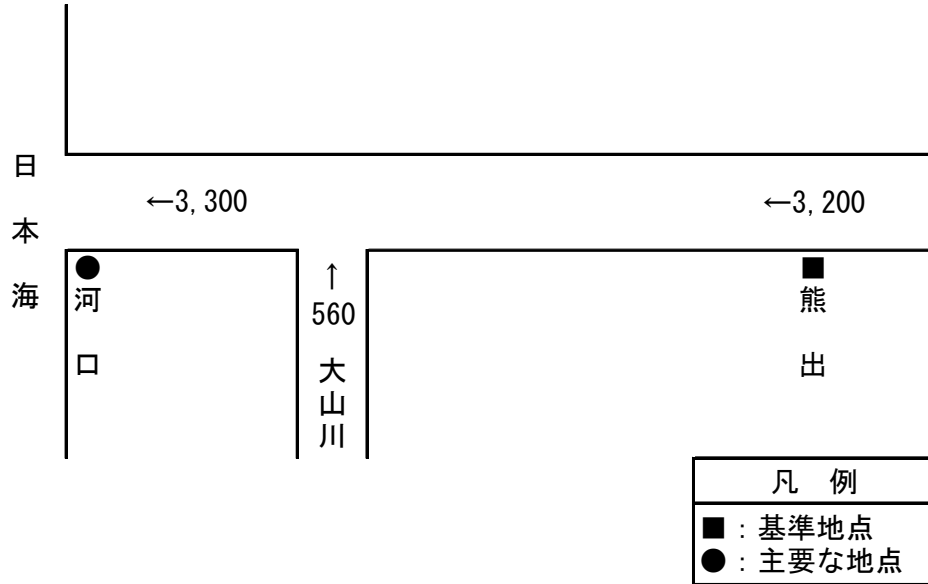
赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
	地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理については、赤川が花火大会、伝統芸能等のイベント、スポーツレクリエーション、釣り等地域住民の憩いの場として利用されていることも踏まえ、河川に関する情報を地域住民や河川を中心に活動する住民団体等と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。

赤川水系工事实施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）																				
2 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項 （１）基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項 基本高水は、熊出上流域の対象雨量（24 時間雨量）を 323 mmとし、昭和 15 年 7 月、昭和 22 年 8 月、昭和 44 年 8 月洪水等を主要な対象洪水として検討し、そのピーク流量を基準地点熊出において 5,300m³/sec とし、このうち荒沢ダム、月山ダム等上流ダム群により 2,300m³/sec を調節して、河道への配分流量を 3,000m³/sec とする。 基本高水のピーク流量等一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水の ピーク流量 (m³/sec)</th><th>ダム等による 調節流量 (m³/sec)</th><th>河道への 配分流量 (m³/sec)</th></tr><tr><td>赤 川</td><td>熊 出</td><td>5,300</td><td>2,300</td><td>3,000</td></tr></table>	河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /sec)	ダム等による 調節流量 (m ³ /sec)	河道への 配分流量 (m ³ /sec)	赤 川	熊 出	5,300	2,300	3,000	2. 河川の整備の基本となるべき事項 （１）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 基本高水は、昭和15年7月、昭和22年8月、昭和44年8月、昭和46年7月、昭和62年8月洪水等の既往洪水について検討した結果、基準地点熊出においてそのピーク流量を5,300m³/sとする。 このうち流域内の洪水調節施設により2,100m³/sを調節し、河道への配分流量を3,200m³/sとする。 基本高水のピーク流量等一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水の ピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設 による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への 配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>赤 川</td><td>熊 出</td><td>5,300</td><td>2,100</td><td>3,200</td></tr></table>	河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設 による調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)	赤 川	熊 出	5,300	2,100	3,200
河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /sec)	ダム等による 調節流量 (m ³ /sec)	河道への 配分流量 (m ³ /sec)																	
赤 川	熊 出	5,300	2,300	3,000																	
河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設 による調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)																	
赤 川	熊 出	5,300	2,100	3,200																	

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
（２）主要な地点における計画高水流量に関する事項 計画高水流量は、熊出において$3,000\text{m}^3/\text{sec}$とし、この下流では大山川の合流量を合わせ、$3,200\text{m}^3/\text{sec}$とし、河口までは同流量とする。 赤川計画高水流量図（単位：m^3/sec）  凡 例 ■：基準地点	（２）主要な地点における計画高水流量に関する事項 計画高水流量は、熊出地点において$3,200\text{m}^3/\text{s}$とし、大山川の合流量を合わせ、河口地点において$3,300\text{m}^3/\text{s}$とする。 赤川計画高水流量図（単位：m^3/s）  凡 例 ■：基準地点 ●：主要な地点

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）																																						
3 河川工事の実施に関する事項 （１）主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項 イ 計画高水位 本水系の主要な地点における計画高水位は、次表のとおりとする。 主要な地点における計画高水位一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口又は合流点からの距離 (km)</th><th>計画高水位 T. P. (m)</th></tr><tr><td>赤川</td><td>羽黒橋</td><td>18. 4</td><td>18. 30</td></tr><tr><td>〃</td><td>横山</td><td>12. 1</td><td>11. 30</td></tr><tr><td>〃</td><td>新川</td><td>2. 6</td><td>6. 83</td></tr><tr><td>内川</td><td>島影橋</td><td>赤川合流点から 5. 5</td><td>16. 92</td></tr><tr><td>大山川</td><td>勇橋</td><td>5. 6</td><td>7. 73</td></tr></table> 注） T. P. 東京湾中等潮位	河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	赤川	羽黒橋	18. 4	18. 30	〃	横山	12. 1	11. 30	〃	新川	2. 6	6. 83	内川	島影橋	赤川合流点から 5. 5	16. 92	大山川	勇橋	5. 6	7. 73	（３）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>※1 河口又は合流点からの距離 (km)</th><th>計画高水位 T. P. (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td rowspan="2">赤川</td><td>熊出</td><td>29. 5</td><td>69. 27</td><td>160</td></tr><tr><td>河口</td><td>0. 0</td><td>3. 81</td><td>170</td></tr></table> 注） T. P. ：東京湾中等潮位 ※ 1 基点からの距離	河川名	地点名	※1 河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	赤川	熊出	29. 5	69. 27	160	河口	0. 0	3. 81	170
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)																																				
赤川	羽黒橋	18. 4	18. 30																																				
〃	横山	12. 1	11. 30																																				
〃	新川	2. 6	6. 83																																				
内川	島影橋	赤川合流点から 5. 5	16. 92																																				
大山川	勇橋	5. 6	7. 73																																				
河川名	地点名	※1 河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																																			
赤川	熊出	29. 5	69. 27	160																																			
	河口	0. 0	3. 81	170																																			

赤川水系工事実施基本計画と赤川水系河川整備基本方針（案）の対比表

赤川水系工事実施基本計画	赤川水系河川整備基本方針（案）
（３）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 赤川における既得水利としては、熊出から下流において、農業用水としては最大約 $49.3\text{m}^3/\text{sec}$、上水道用水としては約 $0.023\text{m}^3/\text{sec}$、合計約 $49.3\text{m}^3/\text{sec}$ である。 これに対して、熊出における過去 15 ヶ年間の平均渇水流量は $19.5\text{m}^3/\text{sec}$、平均低水流量は $33.7\text{m}^3/\text{sec}$ である。 流水の正常な機能を維持するため、必要な流量については、還元の実態、河道の維持及び水質の保全等について、さらに、調査検討のうえ、決定するものとする。	（４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 赤川の熊出地点から下流における既得水利は、農業用水として約 $6.25\text{m}^3/\text{s}$ の許可水利がある。これに対して熊出地点における過去 31 年間（昭和 51 年～平成 18 年）の平均低水流量は約 $21.0\text{m}^3/\text{s}$、平均渇水流量は約 $1.5\text{m}^3/\text{s}$、10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は約 $0.1\text{m}^3/\text{s}$ であり、月山ダムが運用されてからの過去 5 年間（平成 14 年～平成 18 年）の平均低水流量は約 $24.3\text{m}^3/\text{s}$、平均渇水流量は約 $4.6\text{m}^3/\text{s}$、最小渇水流量は約 $3.2\text{m}^3/\text{s}$ である。 熊出地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、5 月～8 月を概ね $3\text{m}^3/\text{s}$、9 月～4 月を概ね $5\text{m}^3/\text{s}$ とする。 なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

(参考図) 赤川水系図

